改正後

目次

［第一章・第二章　略］

第三章　信用リスクの標準的手法

［第一節～第五節　略］

第六節　信用リスク削減手法

［第一款・第二款　略］

第三款　包括的手法

［第一目～第七目　略］

第八目　削除

［第四款～第七款　略］

第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項

［第一目・第二目　略］

第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百十三条―第百十五条）

［第四章～第七章　略］

附則

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～七の二　略］

七の三　適格中央清算機関　最終指定親会社が第二百四十八条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を最終指定親会社に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

［イ～ハ　略］

［八～三十五　略］

三十六　ソブリン向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。

［イ～ヘ　略］

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

［チ・リ　略］

［三十七・三十七の二　略］

三十七の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第四十六条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。第十四条第一号及び第四十五条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

［三十七の四～八十五　略］

改正前

目次

［第一章・第二章　同上］

第三章　信用リスクの標準的手法

［第一節～第五節　同上］

第六節　信用リスク削減手法

［第一款・第二款　同上］

第三款　包括的手法

［第一目～第七目　同上］

第八目　包括的手法における担保付派生商品取引（第八十九条）

［第四款～第七款　同上］

第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項

［第一目・第二目　同上］

第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百十三条―第百十五条）

第七節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第百十五条の二）

［第四章～第七章　同上］

附則

（定義）

第一条　［同上］

［一～七の二　同上］

七の三　適格中央清算機関　最終指定親会社が第二百四十八条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を最終指定親会社に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

［イ～ハ　同上］

［八～三十五　同上］

三十六　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

［チ・リ　同上］

［三十七・三十七の二　同上］

三十七の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

［三十七の四～八十五　同上］